

事務事業調整表（高齢者福祉事業関係）

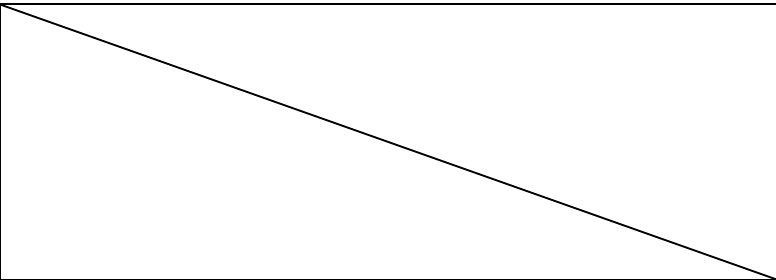
専門部会名	調整方針確認日 基本調整方針（案）	平成 年 月 日
分科会名		国等の制度に基づいて実施している事業は、引き続き推進するものとし、4市町村独自に実施している事業については、従来の実績等を尊重しつつ、市域全体の均衡を保つように調整する。 1 福祉年金については、合併時に再編する。 2 敬老祝金（敬老年金）、長寿者褒賞（特別敬老祝金）については、合併時に再編し、介護慰労金については、合併時に統合する。 3 ひとり暮らし老人向け事業については合併時に再編し、緊急通報装置については、合併時に統合する。 4 敬老会行事、慶祝訪問については合併時に統合し、敬老列車については合併時に廃止する。
小項目名		
協議項目名		
項目分類（細々項目）		

この表は、「高齢者福祉事業関係」に該当するものを記載してください。

（単位：円）

具 体 項 目				コードNO	個別の基本調整方針（案）	事務事業調整表のページ番号							
専門部会	項目分類（細々項目）	項 目	伊勢崎市	赤堀町	東村	境 町							
住 民 部 会	福祉年金	福祉年金	支給要件	-	所得制限により支給が受けられない、老齢福祉年金受給者扶養義務者が負担金（支給額の半額）を納付した場合、支給	所得制限により支給が受けられない、老齢福祉年金受給者扶養義務者が負担金（支給額の半額）を納付した場合、支給	-	3-4-44-26-14	3 合併時に再編する。	21			
			支給額	-	全額停止者 年額 412,000円 一部停止者 年額 94,700円	全額停止者 年額 412,000円	-						
健康福祉部 会	対象者 支給額	敬老祝金（敬老年金）	80歳以上 (5,449)人	5,000	80歳～84歳 (311)人	8,000	80歳～84歳 (311)人	8,000	80歳 (221)人	10,000	4-2-3-26-14	3 合併時に再編する。	22
			85歳～94歳未満 (248)人	10,000	80歳～85歳 (341)人	8,000	85歳 (130)人	10,000					
			95歳～100歳 (16)人	50,000	86歳以上 (266)人	10,000	88歳 (89)人	20,000					
			100才以上 (1)人	120,000			90歳 (61)人	20,000					
							95歳 (14)人	20,000					
							99歳以上 (12)人	30,000					
		長寿者褒償（特別敬老祝金）		100歳到達者 1,000,000 (11)人	100歳到達者 1,000,000 (1)人	100歳到達者 1,000,000 (1)人	100歳到達者 50,000 (4)人						
	対象者 自己負担額	ひとり暮らし老人保養事業	対 象	65歳以上の一人暮らし老人	65歳以上の一人暮らし老人	65歳以上の一人暮らし老人	65歳以上の一人暮らし老人		4-2-5-26-14	3 合併時に再編する。	23		
			参 加 者	70人	44人	57人	69人						
			助成額（一人当たり）	9,000	10,000	12,000	15,900						
			個人負担額	1,000	-	-	-						
		給食サービス	対 象	65歳以上のひとり暮らし老人並びに寝たきり老人	65歳以上のひとり暮らし老人並びに寝たきり老人	65歳以上のひとり暮らし老人並びに寝たきり老人	65歳以上のひとり暮らし老人並びに寝たきり老人						
			内 容	乾燥 年 10回 丸洗い 年 2回 衣類 年 0回	乾燥 年 2回 丸洗い 年 2回 衣類 年 0回	乾燥 年 0回 丸洗い 年 2回 衣類 年 0回	乾燥 年 12回 丸洗い 年 2回 衣類 週 2回						
			対 象	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の方	-	65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の方	65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の病弱な方						
内 容			週3食まで 昼食のみ	-	月1回	月3回（第1・2・3木曜日）							
助成額（一人当たり）	330/食	-	600前後	400/食									
個人負担額	300/食	-	-	-									

事務事業調整表（高齢者福祉事業関係）

専門部会名						調整方針確認日	平成 年 月 日			
分科会名						基本調整方針（案）				
小項目名										
協議項目名										
項目分類（細々項目）										
この表は、「高齢者福祉事業関係」に該当するものを記載してください。										
（単位：円）										
具 体 項 目								コードNO	個別の基本調整方針（案）	事務事業調整表のページ番号
専門部会	項目分類（細々項目）	項目	伊勢崎市	赤堀町	東村	境 町				
健康福祉部会	システム設置基準	緊急通報装置	対 象	【緊急通報装置（あんしん電話）】 一人暮らしでおおむね65歳以上の者、または、世帯全員が65歳以上である者	【緊急通報装置（あんしん電話）】 一人暮らしでおおむね65歳以上の者、または、世帯全員が65歳以上である者で健康上不安の高い者	【緊急通報装置（あんしん電話）】 一人暮らしでおおむね65歳以上の者、または、世帯全員が65歳以上である者で健康上不安の高い者	【緊急通報装置】 おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者。	4-2-7-26-14	2 合併時に統合する。	24
			内 容	健康上不安の高い者へあんしん電話を設置し、緊急事態に対応することにより、不安を和らげ生活の安全確保を図る。	あんしん電話を設置し、緊急事態に対応することにより、不安を和らげ生活の安全確保を図る。	あんしん電話を設置し、緊急事態に対応することにより、不安を和らげ生活の安全確保を図る。	電話回線に接続し、常時身につけることのできるペンダント型装置を押し出すことで、緊急時に協力員や消防本部に通報され速やかに安全を確保する。			
			利用者	233 人	-	50人	-			
			費 用	3,000（一軒あたり月額）	-	使用料は個人負担	4,410（一軒あたり月額）			
	支給基準 支給額	介護慰労金	対 象	要介護4または5に相当する者及び要介護者3であつても要介護4に近い者（市単独）かつ期間中にショートステイや介護老人福祉施設の利用が100日を超えない人を現に介護している家族。	要介護4又は5に相当する高齢者を1年間住宅で介護している方	重度（要介護4・5相当）の人在宅で1年以上介護し、かつ期間中にショートステイや介護老人福祉施設の利用が100日を超えない人を現に介護している家族	重度（要介護4・5相当）の人在宅で1年以上介護し、かつ期間中にショートステイや介護老人福祉施設の利用が100日を超えない人を現に介護している家族	4-2-21-26-14	2 合併時に統合する。	25
			助成額	100,000	100,000	80,000	80,000 日常介護用品を見舞い品として支給			
		家族介護慰労金	対 象	重度（要介護4、5相当）で町民税非課税世帯の在宅高齢者が過去1年間介護保険のサービス（年間1週間程度のショートステイ利用を除く）を受けずに、その人を現に介護している家族介護者	-	-	-	重度（要介護4、5相当）で町民税非課税世帯の在宅高齢者が過去1年間介護保険のサービス（年間1週間程度のショートステイ利用を除く）を受けずに、その人を現に介護している家族介護者		
			助成額	100,000	-	-	100,000			
	事業内容	敬老会行事委託	事業内容	【敬老会行事委託事業】 70歳以上の高齢者に各町内、地区で実施する敬老会行事に対する助成事業。	【老人ふれあいフェスティバル】 65歳以上の老人を招待し、健康老人表彰、当該年度に90才になられる方の表彰、式典、アトラクションなどを行う。	【敬老会】 65歳以上の老人を招待し、式典、芸能発表等の催し物を行う。	【敬老会行事委託事業】 各行政区にごとに70歳以上の老人を招待し敬老事業を行う。	4-2-23-26-14	敬老会行事 慶祝訪問 2 合併時に統合する。 敬老列車 6 合併時に廃止する。	26
			委託料	1,200（一人当たり）	1,000,000（委託料）	約2,500,000（社会福祉協議会主催）	400（一人当たり）			
		敬老列車	行程と対象	1泊2日でJR等の列車により、高齢者を対象とした旅行を開催	1泊2日でJR等の列車により、高齢者を対象とした旅行を開催	該当なし	該当なし			
			助成額（一人当たり）	3,000	6,000（町）、10,000（社協）					
個人負担額			経費-助成分	旅行代金-助成金						
慶祝訪問		事業名	長寿者慶祝訪問事業	高齢者慶祝訪問	高齢者慶祝訪問	高齢者慶祝訪問				
	内 容	90歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈する。（伊勢崎市社会福祉協議会と共催で実施） 90歳到達者には写真撮影と慶祝状を贈呈する	90歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈する。	90歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈する。	90歳到達者・100歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈する。					
	記念品代（一人当たり）	5,000	6,500	3,000	2,500					

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コードNo・分科会コードNo・整理NO・項目NO・枝NO)

4-2-3-26-14

専門部会名	健康福祉部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	高齢者福祉分科会	基本調整方針(案)	3. 合併時に再編する。
小項目名	敬老祝金・敬老年金・長寿者褒賞・特別敬老祝金		
協議項目名	高齢者福祉事業関係		
項目分類(細々項目)	対象者・支給額		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目 調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由

- 1 市町村の現況(現況調査表)
- 2 事務事業名
- 3 事務事業内容

小項目	細項目	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
敬老祝金(敬老年金) 長寿者褒賞 (特別敬老祝金)	事業名	敬老年金	敬老祝金	敬老祝金	敬老祝金
	内容	敬老年金を贈呈することにより、長寿を祝い敬意の意を表す	敬老年金を贈呈することにより、長寿を祝い敬意の意を表す	敬老年金を贈呈することにより、長寿を祝い敬意の意を表す	敬老年金を贈呈することにより、長寿を祝い敬意の意を表す
	対象・支給額	80歳以上 5,000円 (5,449)人	80歳～84歳 8,000円 (311)人 85歳～94歳未満10,000円 (248)人 95歳～100歳 50,000円 (16)人 100才以上 120,000円 (1)人 (月々10,000円)	80歳～85歳 8,000円 (341)人 86歳以上 10,000円 (266)人	80歳(221)人 10,000円 85歳(130)人 10,000円 88歳(89)人 20,000円 90歳(61)人 20,000円 95歳(14)人 20,000円 99歳以上(12)人 30,000円
	80歳以上	5,449人	576人	607人	527人(1,572人)
予算額	27,245千円	7,750千円	5,388千円	7,150千円	
	長寿者褒賞 対象 100歳到達者で当市に20年以上 居住している者 支給 慶祝状と副賞 1,000,000円×11=11,000千円	特別敬老祝金 対象 100歳到達者で当町に10年以上 居住している者 支給 1,000,000円×1=1,000千円	特別敬老祝金 対象 100歳到達者で当村に30年以上 居住している者 支給 1,000,000円×1=1,000千円	特別敬老祝金 対象 100歳到達者 支給 50,000円×4=200千円	

項目
敬老祝金・敬老年金・長寿者褒賞・特別敬老祝金

具体的内容(調整案)
4 市町村の制度等相違しているため、合併時に再編し、敬老祝金として新たに制度等を創設する。

4 事務事業の目的

長寿を祝い、80歳以上の高齢者に敬老祝金等を支給する

5 合併の課題・問題点(デメリット)

予算の増額を抑えた支給方法にすることにより、支給額が減額になる町村の住民に対して、理解を求める必要がある

6 合併の効果

財政面で今後の高齢化にも対応可能な形式に再構成できる

理由

従来の行政サービス水準を確保するため。

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コード・No・分科会コード・NO・整理NO・項目NO・枝NO)

4-2-5-26-14

専門部会名	健康福祉部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	高齢者福祉分科会	基本調整方針(案)	3 合併時に再編する。
小項目名	ひとり暮らし老人向け事業		
協議項目名	高齢者福祉事業関係		
項目分類(細々項目)	対象者・自己負担額		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目

- 1 市町村の現況(現況調査表)
- 2 事務事業名
- 3 事務事業内容

調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由

項目
ひとり暮らし老人向け事業
(老人世帯も含む)

小項目	細項目		伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
ひとり暮らし老人向け事業 (老人世帯も含む)	ひとり暮らし老人 保養事業	対象	65歳以上の一人暮らし老人	65歳以上の一人暮らし老人	65歳以上の一人暮らし老人	65歳以上の一人暮らし老人
		個人負担	1,000円	なし	なし	なし
		参加者	70名	44名	57名	69名
		一人当たり助成	9,000円	10,000円	12,000円	15,900円
	ひとり暮らし老人 等布団乾燥・丸洗 い事業	対象	65歳以上のひとり暮らし老人並び に寝たきり老人	65歳以上のひとり暮らし老人並び に寝たきり老人	65歳以上のひとり暮らし老人並び に寝たきり老人	65歳以上のひとり暮らし老人並び に寝たきり老人
		内容	乾燥 年 10回 丸洗い 年 2回 衣類 年 0回	乾燥 年 2回 丸洗い 年 2回 衣類 年 回	乾燥 年 回 丸洗い 年 2回 衣類 年 回	乾燥 年 12回 丸洗い 年 2回 衣類 週 2回
		給食サービス	対象	おおむね65歳以上のひとり暮らし 高齢者、高齢者世帯の方		65歳以上のひとり暮らし高齢者、 高齢者世帯の方
		内容	週3食まで 昼食のみ		月1回	月3回(第1・2・3木曜日)
		助成	330円/食		600円前後	400円/食
		個人負担	300円/食		なし	なし

具体的内容(調整案)
ひとり暮らし老人向け事業については、4市町村の事業内容に相違があるため、合併時に再編する。

- 4 事務事業の目的
ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域社会に暮らしていけるようサービスを提供して支援を行う。
- 5 合併の課題・問題点(デメリット)

理由
事務の円滑化と従前の行政サービスの水準と住民の利便性を確保するため、合併時に再編する。

- 6 合併の効果
事業を拡充することにより、ひとり暮らし高齢者の自立支援及び安否確認を図ることができる

7 財政影響額	新市	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
積算根拠	老人保養事業 12,000円/人 布団乾燥・丸洗い事業 乾燥 1,500円×10ヶ月 丸洗い2,500円×2ヶ月 給食サービス事業 300円/人(2食×4週×12月)	老人保養事業 70人×12,000円 布団乾燥・丸洗い事業 180人×(1,500円×10ヶ月+ 2,500円×2ヶ月) 給食サービス事業 200人×300円×2食×4週×12月	老人保養事業 55人×12,000円 布団乾燥・丸洗い事業 30人×(1,500円×10ヶ月+ 2,500円×2ヶ月) 給食サービス事業 30人×300円×2食×4週×12月	老人保養事業 60人×12,000円 布団乾燥・丸洗い事業 40人×(1,500円×10ヶ月+ 2,500円×2ヶ月) 給食サービス事業 30人×300円×2食×4週×12月	老人保養事業 110人×12,000円 布団乾燥・丸洗い事業 40人×(1,500円×10ヶ月+ 2,500円×2ヶ月) 給食サービス事業 60人×300円×2食×4週×12月
合併後試算額	3,540千円 5,800千円 9,504千円 計18,844千円	840千円 3,600千円 5,760千円 計10,200千円	660千円 600千円 864千円 計 2,124千円	720千円 800千円 1,152千円 計 2,672千円	1,320千円 800千円 1,728千円 計 3,848千円
合併前試算額	2,890千円 6,663千円 8,274千円 計18,827千円	630千円 3,600千円 8,064千円 計12,294千円	550千円 104千円 0円 計 654千円	720千円 139千円 0円 計 859千円	990千円 2,820千円 210千円 計 4,020千円
差引影響額	650千円 863千円 1,230千円 計 1,017千円	210千円 0円 2,304千円 計 2,094千円	110千円 496千円 864千円 計 1,470千円	0円 661千円 1,152千円 計 1,813千円	330千円 2,020千円 1,518千円 計 172千円

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コード No・分科会コード NO・整理NO・項目NO・枝NO)

4-2-7-26-14

専門部会名	健康福祉部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	高齢者福祉分科会	基本調整方針(案)	2. 合併時に統合する
小項目名	緊急通報システム		
協議項目名	高齢者福祉事業関係		
項目分類(細々項目)	システム・設置基準		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目 調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由

- 1 市町村の現況(現況調査表)
- 2 事務事業名
- 3 事務事業内容

項目
緊急通報システム

小項目	細項目		伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
緊急通報システム	対象・内容		【緊急通報装置】 おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者。 内容 電話回線に接続し、常時身につけることのできるペンダント型装置を押すことで、緊急時に協力員や消防本部に通報され速やかに安全を確保する。233人	【緊急通報装置】 おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者。 内容 電話回線に接続し、常時身につけることのできるペンダント型装置を押すことで、緊急時に協力員や消防本部に通報され速やかに安全を確保する。75人	【緊急通報装置(あんしん電話)】 一人暮らしでおおむね65歳以上の者、または、世帯全員が65歳以上である者で健康上不安の高い者へあんしん電話を設置し、緊急事態に対応することにより、不安を和らげ生活の安全確保を図る。 利用者 50人	【緊急通報装置】 おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯並びにこれに準ずる世帯に属する高齢者。 内容 電話回線に接続し、常時身につけることのできるペンダント型装置を押すことで、緊急時に協力員や消防本部に通報され速やかに安全を確保する。170人
	費用		一軒あたり月3,000円	一軒あたり月4,410円	一軒あたり月930円・380円	一軒あたり月4,410円

具体的内容(調整案)
緊急通報システムとしては、合併時伊勢崎市の制度に統合する。

4 事務事業の目的

ひとり暮らし高齢者等で健康に不安の高い者に緊急通報システムを設置し、緊急事態に対応することにより、不安を和らげ生活の安全確保を図る

5 合併の課題・問題点(デメリット)

6 合併の効果

利用者が多くなると単価が下がるため、オプションサービス(元気コール)を含めて全体のコスト削減を図ることができる。

7 財政影響額

	新 市	伊勢崎市	赤堀町	東 村	境 町
積算根拠	2,500円×584人×12ヶ月	2,500円×233人×12ヶ月	2,500円×75人×12ヶ月	2,500円×50人×12ヶ月	2,500円×170人×12ヶ月
合併後試算額	15,840千円	6,990千円	2,250千円	1,500千円	5,100千円
合併前試算額	18,653千円	6,543千円	3,969千円	373千円	7,768千円
差引影響額	2,813千円	447千円	1,719千円	1,127千円	2,668千円

理由
事務の円滑化と従前の行政サービスの水準と住民の利便性を確保するため、伊勢崎市の例により統合する。

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コードNo・分科会コードNo・整理NO・項目NO・枝NO)

4-2-21-26-14

専門部会名	健康福祉部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	高齢者福祉分科会	基本調整方針(案)	2. 合併時に統合する
小項目名	介護慰労金		
協議項目名	高齢者福祉事業関係		
項目分類(細々項目)	支給基準・支給額		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目 調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由

- 1 市町村の現況(現況調査表)
- 2 事務事業名
- 3 事務事業内容

小項目	細項目		伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
介護慰労金	介護慰労金	対象	要介護4または5に相当する者及び要介護者3であっても要介護度4に近い者(市単独)かつ期間中にショートステイや介護老人福祉施設の利用が100日を超えない人を現に介護している家族。	要介護度4又は5に相当する高齢者を1年間自宅で介護している方	重度(要介護度4・5相当)の人在宅で1年以上介護し、かつ期間中にショートステイや介護老人福祉施設の利用が100日を超えない人を現に介護している家族	重度(要介護度4・5相当)の人在宅で1年以上介護し、かつ期間中にショートステイや介護老人福祉施設の利用が100日を超えない人を現に介護している家族
		助成	100,000円	100,000円	80,000円	80,000円 日常介護用品を見舞い品として支給
	家族介護慰労金	対象	重度(要介護度4,5相当)で市民税非課税世帯の在宅高齢者が過去1年間介護保険のサービス(年間1週間程度のショートステイ利用を除く)を受けずに、その人を現に介護している家族介護者			重度(要介護度4,5相当)で町民税非課税世帯の在宅高齢者が過去1年間介護保険のサービス(年間1週間程度のショートステイ利用を除く)を受けずに、その人を現に介護している家族介護者
		助成	100,000円			100,000円

4 事務事業の目的

介護する家族等に対して経済的な負担の軽減を図る

5 合併の課題・問題点(デメリット)

6 合併の効果

事業を拡充することにより、介護する家族に経済的な負担が軽減することができる

7 財政影響額

	新市	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町
積算根拠	100,000円×348人	100,000円×220人	100,000円×40人	100,000円×50人	100,000円×38人
合併後試算額	34,800千円	22,000千円	4,000千円	5,000千円	3,800千円
合併前試算額	48,300千円	37,200千円	4,000千円	4,000千円	3,100千円
差引影響額	13,500千円	15,200千円	0円	1,000千円	700千円

項目
介護慰労金

具体的内容(調整案)

介護慰労金については、合併時に伊勢崎市の例により統合する。

理由
従前の行政サービスの水準を住民の利便性を確保するため、伊勢崎市の例により統合する。

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コードNo・分科会コードNo・整理NO・項目NO・枝NO)

4-2-23-26-14

専門部会名	健康福祉部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	高齢者福祉分科会	基本調整方針(案)	敬老会行事、慶祝訪問 2. 合併時に統合する。 敬老列車 6. 合併時に廃止する。
小項目名	敬老事業		
協議項目名	高齢者福祉事業関係		
項目分類(細々項目)	事業内容		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目 調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由

- 1 市町村の現況(現況調査表)
- 2 事務事業名
- 3 事務事業内容

小項目	細項目	伊勢崎市	赤堀町	東村	境町	
敬老事業	敬老会行事委託	事業内容	【敬老会行事委託事業】 70歳以上の高齢者に各町内、地区で実施する敬老会行事に対して助成する。 17,611,200円 (H12) 敬老会 各町内で「敬老の日」を中心に実施 その他敬老事業は、各町内で実施	【老人ふれあいフェスティバル】 65歳以上の老人を招待し、健康老人表彰、当該年度に90才になれる方の表彰、式典、アトラクションなどの催し物を行い、相互間の交流を図る。	【敬老会】 65歳以上の老人を招待し、式典、芸能発表等の催し物を行い、相互間の交流を図る。	【敬老会行事委託事業】 各行政区ごとに70歳以上の老人を招待し敬老事業を行う。 平成13年度1,960,000円
		委託料	一人あたり 1,200円	町主催行事 ステージ等設営・プロ芸能派遣を業者委託おおむね1,000,000円	東村・社会福祉協議会主催 おおむね2,500,000円	一人あたり 400円
	敬老列車	行程と対象	1泊2日でJR等の列車により、高齢者を対象とした旅行を開催	1泊2日でJR等の列車により、高齢者を対象とした旅行を開催	該当なし	該当なし
		助成	3,000円	町6,000円 社協1,000円		
		個人負担	経費-助成分	旅行代金-助成金		
	慶祝訪問	事業名	長寿者慶祝訪問事業	高齢者慶祝訪問	高齢者慶祝訪問	高齢者慶祝訪問
		内容	90歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈する。(伊勢崎市社会福祉協議会と共催で実施) 90歳到達者には写真撮影と慶祝状を贈呈する	90歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈する。	90歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈する。	90歳到達者・100歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈する。
		記念品代	一人あたり5,000円	1人あたり6,500円	1人あたり3,000円	一人あたり 2,500円

項目
敬老事業

具体的内容(調整案)
・敬老会行事は合併時、伊勢崎市の例により、統合する
・敬老列車は、老人クラブ活動の中で実施することが望ましいと考え、合併時に廃止する。
・慶祝訪問は合併時、伊勢崎市の例により、統合する。

理由
・敬老会行事、慶祝訪問の事業に多くの高齢者に参加してもらうため、統合する。また、敬老列車については、参加者が年々減少していることから、各単位老人クラブの活動に期待して廃止する。

事務事業調整表

協議項目一覧表の番号(右欄へ記入)
(専門部会コードNo・分科会コードNo・整理NO・項目NO・枝NO)

4-2-23-26-14

専門部会名	健康福祉部会	調整方針確認日	平成 年 月 日
分科会名	高齢者福祉分科会	基本調整方針(案)	
小項目名	敬老事業		
協議項目名	高齢者福祉事業関係		
項目分類(細々項目)	事業内容		

この表は、協議項目名が次に該当するもの以外について使用する。「公共的団体等・附属機関等・補助金、交付金等・使用料、手数料、一部事務組合の取扱い」

具体項目 調整が必要な項目と具体的内容(調整案)及び理由

4 事務事業の目的

9月15日老人の日にあたって、敬老会行事と長寿者に対する慶祝訪問を実施するとともに、市民の意識啓発を図る。

6 合併の効果

町内の公民館等で、敬老会行事を実施することにより、対象高齢者が積極的に参加できる。

7 財政影響額

	新 市	伊勢崎市	赤堀町	東 村	境 町
積算根拠	敬老会 1,000円×27,604人 敬老列車 廃止 慶祝訪問 3,500円×1,450人	敬老会 1,000円×15,995人 敬老列車 廃止 慶祝訪問 3,500円×932人	敬老会 1,000円×1,713人 敬老列車 廃止 慶祝訪問 3,500円×60人	敬老会 1,000円×2,067人 敬老列車 慶祝訪問 3,500円×78人	敬老会 1,000円×4,768人 敬老列車 慶祝訪問 3,500円×226人
合併後試算額	24,543千円 0円 4,537千円 計 29,080千円	15,995千円 0円 3,262千円 計 19,257千円	1,713千円 0円 210千円 計 1,923千円	2,067千円 0円 273千円 計 2,340千円	4,768千円 0円 791千円 計 5,559千円
合併前試算額	24,682千円 1,800千円 5,849千円 計 32,331千円	19,194千円 600千円 4,660千円 計 24,454千円	1,000千円 1,200千円 390千円 計 2,590千円	2,580千円 0円 234千円 計 2,814千円	1,908千円 0円 565千円 計 2,473千円
差額影響額	139千円 1,800千円 1,312千円 計 3,251千円	3,199千円 600千円 1,398千円 計 5,197千円	713千円 1,200千円 180千円 計 667千円	513千円 0円 39千円 計 474千円	2,860千円 0円 226千円 計 3,086千円